

市区町村別集計項目(推進体制等)

奈良県	
市区町村数	39

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	
					16	16	8				39				
29	201	奈良市	男女共同参画室	1	1	1	1	奈良市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		第3次奈良市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
29	202	大和高田市	人権施策課	1	1	1	1	大和高田市男女共同参画推進条例	2002年3月19日	2002年4月1日		大和高田市男女共同参画計画ビッグステップ(第3次)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1
29	203	大和郡山市	人権施策推進課	1	2	1	1	大和郡山市男女共同参画推進条例	2018年12月20日	2019年4月1日		大和郡山市男女共同参画基本計画(第三期)改訂版	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1
29	204	天理市	市民総活躍推進課	1	2	1	1				0	第3次天理市男女共同参画社会づくり計画かがやきプラン21	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
29	205	橿原市	人権政策課	1	2	1	1	橿原市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年7月1日		橿原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
29	206	桜井市	人権施策課	1	2	1	1				2	第2次さくらい男女共同参画プラン21	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1
29	207	五條市	人権施策課	1	2	1	1	五條市男女共同参画推進条例	2017年3月28日	2017年3月28日		第2次五條市男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1
29	208	御所市	人権施策課	1	2	1	1				0	御所市男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1
29	209	生駒市	男女共同参画プラザ	1	1	1	1	生駒市男女共同参画推進条例	2007年9月28日	2008年4月1日		生駒市男女共同参画行動計画(第3次)You&Iプラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
29	210	香芝市	市民協働課	1	2	0	1				0	第3次香芝市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1
29	211	葛城市	人権政策課	1	2	1	1				0	第2次葛城市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1
29	212	宇陀市	人権推進課	1	2	1	1	宇陀市男女共同参画推進条例	2020年12月25日	2020年12月25日		宇陀市男女共同参画計画(第2次)	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
29	322	山添村	総務課	1	2	0	0				0				0
29	342	平群町	総務防災課	1	2	1	1				1	平群町第2次男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1
29	343	三郷町	住民福祉課	1	2	1	0				0	三郷町男女共同参画等計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
29	344	斑鳩町	政策財政課	1	2	1	1	斑鳩町男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日		女と男が輝く未来計画~第3次斑鳩町男女共同参画推進計画~	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1
29	345	安堵町	総合政策課	1	2	0	0				0	(第5次安堵町総合計画・第2期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	0
29	361	川西町	総務課	1	2	0	0				0	(川西町第2期まち・ひと・しごと総合戦略)	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	0
29	362	三宅町	総務課	1	2	0	0				0				0
29	363	田原本町	総務課	1	2	0	0				0	(田原本町第4次総合計画後期基本計画第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)	2022年4月 ~ 2027年3月	0	0
29	385	曾爾村	教育委員会事務局	2	2	0	0				2				0
29	386	御杖村	総務課	1	2	0	0				0	(御杖村長期総合計画)	2020年4月 ~ 2029年3月	0	0
29	401	高取町	住民課	1	2	0	0				3				0
29	402	明日香村	教育課	2	2	0	0				0				0
29	424	上牧町	社会教育課	2	2	0	0				0				0
29	425	王寺町	地域交流課	1	2	1	1				2	王寺町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1
29	426	広陵町	協働のまちづくり推進課	1	2	1	1				0	広陵町男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
29	427	河合町	住民福祉課(心の交流センター)	1	2	0	0				0				0
29	441	吉野町	町民税務課	1	2	0	0				0				0
29	442	大淀町	総務課	1	2	0	0				2				0
29	443	下市町	総務課	1	2	0	0				0	下市町男女共同参画等計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
29	444	黒滝村	保健福祉課	1	2	0	0				0				0
29	446	天川村	住民課	1	2	0	0				0	天川村男女共同参画等計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1
29	447	野迫川村	総務課	1	2	0	0				0	(野迫川村総合計画2020)	2020年4月 ~ 2029年3月	0	0
29	449	十津川村	住民課	1	2	0	0				0	十津川村女性活躍・男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
29	450	下北山村	住民課	1	2	0	0				0				0
29	451	上北山村	住民課	1	2	0	0				0				0
29	452	川上村	住民課	1	2	0	0				0				0
29	453	東吉野村	総務企画課	1	2	0	0				0				0

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
2 2023年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			問6-1		問6-4 所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号			FAX番号	ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			4						0	4	2	2	0	4	0	0
29	201	奈良市	奈良市男女共同参画センター	あすなら	630-8357	奈良市杉ヶ町23番地	0742-23-3111	0742-23-3111	https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/24/		○		○		○	
29	202	大和高田市														
29	203	大和郡山市														
29	204	天理市	市民活動交流プラザ	かがやきプラザ	632-0035	天理市守目堂町89番地	0743-68-2666	0743-68-2665	http://www.city.tenri.nara.jp/kyouikubunkacommunity/danjiyokoudousankakuplaza/139567164138.html		○	○			○	
29	205	橿原市	男女共同参画広場	ゆめおーく	634-0804	奈良県橿原市内膳町1丁目6番8号	0744-47-3090	0744-47-2351	http://www.kashihara-naviplaza.com/kyoudou.html		○		○		○	
29	206	桜井市														
29	207	五條市														
29	208	御所市														
29	209	生駒市	生駒市男女共同参画プラザ		630-0257	奈良県生駒市元町1丁目6番12号	0743-75-0237	0743-73-0555	https://www.city.ikoma.lg.jp/soshiki/6-6-0-0-0_2.html		○	○			○	
29	210	香芝市														
29	211	葛城市														
29	212	宇陀市														
29	322	山添村														
29	342	平群町														
29	343	三郷町														
29	344	斑鳩町														
29	345	安堵町														
29	361	川西町														
29	362	三宅町														
29	363	田原本町														
29	385	曾爾村														
29	386	御杖村														
29	401	高取町														
29	402	明日香村														
29	424	上牧町														
29	425	王寺町														
29	426	広陵町														
29	427	河合町														
29	441	吉野町														
29	442	大淀町														
29	443	下市町														
29	444	黒滝村														
29	446	天川村														
29	447	野迫川村														
29	449	十津川村														
29	450	下北山村														
29	451	上北山村														
29	452	川上村														
29	453	東吉野村														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	4	2	3	1	1	0	0	0	
29	201	奈良市	奈良市男女共同参画センター	2002年9月14日	4	3	11,331	○	○		○		○				
29	202	大和高田市			0	0	0										
29	203	大和郡山市			0	0	0										
29	204	天理市	市民活動交流プラザ	1998年4月1日	1	3	526	○	○								
29	205	橿原市	男女共同参画広場	2011年4月29日	5	3	431	○	○	○	○						
29	206	桜井市			0	0	0										
29	207	五條市			0	0	0										
29	208	御所市			0	0	0										
29	209	生駒市	生駒市男女共同参画プラザ	1990年4月1日	2	5	6,701	○	○	○	○	○					
29	210	香芝市			0	0	0										
29	211	葛城市			0	0	0										
29	212	宇陀市			0	0	0										
29	322	山添村			0	0	0										
29	342	平群町			0	0	0										
29	343	三郷町			0	0	0										
29	344	斑鳩町			0	0	0										
29	345	安堵町			0	0	0										
29	361	川西町			0	0	0										
29	362	三宅町			0	0	0										
29	363	田原本町			0	0	0										
29	385	曾爾村			0	0	0										
29	386	御杖村			0	0	0										
29	401	高取町			0	0	0										
29	402	明日香村			0	0	0										
29	424	上牧町			0	0	0										
29	425	王寺町			0	0	0										
29	426	広陵町			0	0	0										
29	427	河合町			0	0	0										
29	441	吉野町			0	0	0										
29	442	大淀町			0	0	0										
29	443	下市町			0	0	0										
29	444	黒滝村			0	0	0										
29	446	天川村			0	0	0										
29	447	野迫川村			0	0	0										
29	449	十津川村			0	0	0										
29	450	下北山村			0	0	0										
29	451	上北山村			0	0	0										
29	452	川上村			0	0	0										
29	453	東吉野村			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

奈良県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			2			12	0	0.0	13	1	7.7	27	0	0.0	25	2	8.0	4,331	402	9.3
29	201	奈良市				1	0	0.0	2	1	50.0							1131	135	11.9
29	202	大和高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							168	13	7.7
29	203	大和郡山市				1	0	0.0	1	0	0.0							315	42	13.3
29	204	天理市				1	0	0.0	1	0	0.0							135	4	3.0
29	205	橿原市				1	0	0.0	1	0	0.0							647	88	13.6
29	206	桜井市				1	0	0.0	1	0	0.0							106	1	0.9
29	207	五條市				1	0	0.0	1	0	0.0							290	15	5.2
29	208	御所市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	5	4.2
29	209	生駒市	2008年2月10日	生駒市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							128	15	11.7
29	210	香芝市	2007年9月30日	香芝市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							47	3	6.4
29	211	葛城市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	0	0.0
29	212	宇陀市				1	0	0.0	1	0	0.0							215	10	4.7
29	322	山添村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
29	342	平群町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
29	343	三郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	10	22.7
29	344	斑鳩町										1	0	0.0	1	0	0.0	172	32	18.6
29	345	安堵町										1	0	0.0	1	1	100.0	12	1	8.3
29	361	川西町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
29	362	三宅町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
29	363	田原本町										1	0	0.0	1	0	0.0	100	4	4.0
29	385	曾爾村										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
29	386	御杖村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
29	401	高取町										1	0	0.0	1	1	100.0	24	0	0.0
29	402	明日香村										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
29	424	上牧町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	5	20.8
29	425	王寺町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	6	11.1
29	426	広陵町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
29	427	河合町										1	0	0.0	0	0		21	4	19.0
29	441	吉野町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	1	2.0
29	442	大淀町										1	0	0.0	0	0		50	0	0.0
29	443	下市町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	1	1.2
29	444	黒滝村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
29	446	天川村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
29	447	野迫川村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
29	449	十津川村										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			宣言の形態	女性市区長数		女性比率(%)	女性副市区長数		女性比率(%)	女性町村長数		女性比率(%)	女性副町村長数		女性比率(%)	女性自治会長数
29	450	下北山村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0	
29	451	上北山村									1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0	
29	452	川上村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	2	7.7	
29	453	東吉野村									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0	

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																					
		問8-1		問8-2						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他																
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数				うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数							女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)												
	小計			744	615	9,266	2,560	27.6		645	534	8,231	2,146	26.1	216	104	1,167	169	14.5	840	80	9.5	877	80	9.1												
29	201	奈良市	40.0	2027年3月	66	59	736	265	36.0	地方自治法202条の3及び条例に基づく審議会等	33	32	508	188	37.0	6	4	55	9	16.4	35	11	31.4	36	11	30.6	1										
29	202	大和高田市	35.0	2027年3月	48	38	687	180	26.2	地方自治法202条の3に基づく審議会、その他規則、要綱等により設置されている審議会等	32	22	360	74	20.6	6	3	29	5	17.2	35	2	5.7	36	2	5.6	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日					
29	203	大和郡山市	30.0	2024年3月	30	23	409	74	18.1	地方自治法202条3に基づく審議会、その他規則、要綱等により設置されている審議会等	29	23	386	74	19.2	6	2	35	3	8.6	23	0	0.0	24	0	0.0	1										
29	204	天理市	25.0	2026年3月	17	12	773	153	19.8	法律若しくはこれに基づく政令又は条例により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則、規程、要綱等により設置されている協議会	14	12	242	46	19.0	6	3	37	3	8.1	26	3	11.5	27	3	11.1	1										
29	205	橿原市	30.0	2028年3月	72	58	800	210	26.3	法律・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、審査会、協議会、会議、委員会、推薦会等	16	16	227	60	26.4	6	3	32	5	15.6	25	3	12.0	26	3	11.5	1										
29	206	桜井市	30.0	2025年3月	22	19	366	103	28.1	法律・条例・規則・要綱等により設置されている審議会、審査会、協議会、会議、委員会、推薦会等	18	16	250	59	23.6	6	4	30	4	13.3	30	3	10.0	31	3	9.7	1										
29	207	五條市	30.0	2029年3月	34	31	559	153	27.4	地方自治法第202条の3及び五條市条例に基づく審議会等	32	29	463	119	25.7	6	3	54	8	14.8	38	4	10.5	39	4	10.3	1										
29	208	御所市	30.0	2023年3月	36	27	407	88	21.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会及び地方自治法第180条の5に基づく委員会等	30	25	374	85	22.7	6	2	33	3	9.1	30	4	13.3	31	4	12.9	1										
29	209	生駒市	40.0	2025年3月	72	66	795	278	35.0	地方自治法(第202条の3)及び条例、規則、要綱、要領により設置されている審議会、懇話会等	11	11	180	61	33.9	6	5	31	11	35.5	32	5	15.6	33	5	15.2	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1						
29	210	香芝市	30.0	2024年3月	70	59	825	215	26.1	法律・政令・条例・規則・要綱・規約等により設置されている審議会等	32	28	414	106	25.6	6	4	31	6	19.4	29	4	13.8	30	4	13.3	1										
29	211	葛城市	40.0	2029年3月	28	23	311	62	19.9	地方自治法第202条の3及び葛城市条例に基づき設置された審議会等	11	10	162	25	15.4	6	3	38	4	10.5	25	3	12.0	26	3	11.5	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日					
29	212	宇陀市	30.0	2028年3月	35	29	423	114	27.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会、条例の定めるところによる審議会	35	29	423	114	27.0	6	4	28	6	21.4	25	2	8.0	26	2	7.7	1										
29	322	山添村									5	3	50	8	16.0	6	2	45	5	11.1	19	0	0.0	20	0	0.0	1										
29	342	平群町	30.0	2024年3月	33	24	225	64	28.4	町で設置している審議会等すべて	10	10	107	32	29.9	6	4	28	6	21.4	14	2	14.3	15	2	13.3	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日					
29	343	三郷町									19	15	195	46	23.6	6	3	27	4	14.8	17	1	5.9	18	1	5.6	1										
29	344	斑鳩町	35.0	2026年3月	46	41	411	144	35.0	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会・委員会等	34	31	328	118	36.0	6	4	35	6	17.1	17	3	17.6	18	3	16.7	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日					
29	345	安堵町									6	5	111	32	28.8	5	2	26	3	11.5	18	3	16.7	19	3	15.8	1										
29	361	川西町									7	5	78	14	17.9	6	5	31	6	19.4	20	0	0.0	21	0	0.0	1										
29	362	三宅町									11	10	104	35	33.7	6	5	25	7	28.0	18	1	5.6	19	1	5.3	1										
29	363	田原本町	30.0	2027年3月	30	24	333	82	24.6	町で設置している審議会すべて	28	22	309	75	24.3	6	2	34	6	17.6	22	3	13.6	23	3	13.0	1										
29	385	曾爾村									7	4	67	10	14.9	5	3	25	4	16.0	7	0	0.0	8	0	0.0	1										
29	386	御杖村	20.0	2025年3月	8	7	94	25	26.6	法律、政令又は条例により設置されている委員会等	8	7	94	25	26.6	6	2	24	3	12.5	17	0	0.0	18	0	0.0	1										
29	401	高取町									12	8	85	17	20.0	5	3	33	5	15.2	10	0	0.0	11	0	0.0	1										
29	402	明日香村									5	2	42	6	14.3	6	3	37	5	13.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1										
29	424	上牧町	40.0	2027年3月	26	21	354	119	33.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	26	21	354	119	33.6	5	3	25	5	20.0	30	7	23.3	31	7	22.6	1										
29	425	王寺町	47.6	2033年3月	27	18	252	69	27.4	法律により設置されている審議会委員会等(地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3)	21	18	224	67	29.9	5	1	25	2	8.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1										
29	426	広陵町	40.0	2028年3月	44	36	506	162	32.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	44	36	506	162	32.0	5	2	34	4	11.8	29	5	17.2	30	5	16.7	1										
29	427	河合町									11	9	193	46	23.8	5	3	25	5	20.0	25	1	4.0	26	1	3.8	1										
29	441	吉野町									15	13	148	31	20.9	5	2	33	5	15.2	11	1	9.1	12	1	8.3	1										
29	442	大淀町									8	6	99	12	12.1	5	1	29	2	6.9	23	2	8.7	24	2	8.3	1										
29	443	下市町									8	3	140	37	26.4	5	3	24	4	16.7	20	0	0.0	21	0	0.0	1										
29	444	黒滝村									8	6	95	9	9.5	5	1	24	2	8.3	21	1	4.8	22	1	4.5	1										
29	446	天川村									4	3	26	7	26.9	5	2	22	3	13.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1										
29	447	野迫川村									7	6	54	13	24.1	4	0	12	0	0.0	19	2	10.5	20	2	10.0	1										
29	449	十津川村									10	8	115	24	20.9	5	2	26	4	15.4	30	1	3.3	31	1	3.2	1										
29	450	下北山村									5	3	69	5	7.2	5	3	22	3	13.6	23	0	0.0	24	0	0.0	1										
29	451	上北山村									7	4	82	13	15.9	4	1	12	1	8.3	21	0	0.0	22	0	0.0	1										
29	452	川上村									7	6	58	10	17.2	5	1	19	1	5.3	20	0	0.0	21	0	0.0	1										
29	453	東吉野村									5	3	47	7	14.9	5	1	26	1	3.8	21	1	4.8	22	1	4.5	1										

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5									
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他														
						管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数	女性比率(%)																		部長長相当職	うち女性数			女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)		
29	201	奈良市	1,614	370	22.9	1,222	185	15.1	263	31	11.8	196	18	9.2	160	30	18.8	129	16	12.4	1,191	309	25.9	897	151	16.8	1,605	593	36.9	1,070	314	29.3	2,062	699	33.9	1,294	400	30.9			221	40	18.1	80	5	6.3			
29	202	大和高田市	140	30	21.4	79	7	8.9	42	5	11.9	12	0	0.0	8	2	25.0	5	0	0.0	90	23	25.6	62	7	11.3	60	35	58.3	25	15	60.0	239	118	49.4	108	51	47.2	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1		
29	203	大和郡山市	59	5	8.5	54	5	9.3	9	0	0.0	8	0	0.0	12	1	8.3	11	1	9.1	38	4	10.5	35	4	11.4	59	16	27.1	49	13	26.5	80	19	23.8	51	7	13.7	1		5	1	20.0	0	0	0.0	1		
29	204	天理市	77	27	35.1	60	13	21.7	10	0	0.0	10	0	0.0	5	1	20.0	4	0	0.0	62	26	41.9	46	13	28.3	53	26	49.1	35	12	34.3	70	15	21.4	56	11	19.6	1		9	2	22.2	3	0	0.0	1		
29	205	橿原市	129	31	24.0	96	10	10.4	13	1	7.7	12	1	8.3	32	5	15.6	30	4	13.3	84	25	29.8	54	5	9.3	144	51	35.4	100	23	23.0	202	54	26.7	105	18	17.1	1		10	0	0.0	6	0	0.0	1		
29	206	桜井市	49	6	12.2	43	6	14.0	10	1	10.0	9	1	11.1	1	0	0.0	1	0	0.0	38	5	13.2	33	5	15.2	80	34	42.5	53	19	35.8	17	8	47.1	16	7	43.8	1		6	0	0.0	3	0	0.0	1		
29	207	五條市	61	10	16.4	45	7	15.6	12	2	16.7	8	1	12.5	12	4	33.3	9	3	33.3	37	4	10.8	28	3	10.7	62	22	35.5	48	15	31.3	68	29	42.6	38	14	36.8	1		14	0	0.0	8	0	0.0	1		
29	208	御所市	63	16	25.4	50	8	16.0	14	0	0.0	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	49	16	32.7	37	8	21.6	6	3	50.0	5	3	60.0	96	34	35.4	66	21	31.8	1		7	1	14.3	3	0	0.0	1		
29	209	生駒市	95	29	30.5	66	12	18.2	14	3	21.4	10	1	10.0	7	1	14.3	5	1	20.0	74	25	33.8	51	10	19.6	158	53	33.5	92	21	22.8	185	71	38.4	100	38	38.0	1		11	4	36.4	5	1	20.0	1		
29	210	香芝市	72	27	37.5	47	9	19.1	10	1	10.0	9	1	11.1	6	3	50.0	5	2	40.0	56	23	41.1	33	6	18.2	139	68	48.9	51	16	31.4	56	26	46.4	38	13	34.2	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1		
29	211	葛城市	56	14	25.0	49	12	24.5	13	3	23.1	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	43	11	25.6	37	9	24.3	56	18	32.1	40	9	22.5	9	2	22.2	9	2	22.2	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1		
29	212	宇陀市	146	47	32.2	81	13	16.0	26	4	15.4	12	2	16.7	11	2	18.2	7	0	0.0	109	41	37.6	62	11	17.7	90	44	48.9	55	20	36.4	108	37	34.3	82	26	31.7	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1		
29	322	山添村	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	18	8	44.4	14	4	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1		8	2	25.0	3	0	0.0	1		
29	342	平群町	26	3	11.5	22	3	13.6	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	3	13.6	18	3	16.7	29	11	37.9	29	11	37.9	25	18	72.0	25	18	72.0	2	2023年3月31日	2	0	0.0	1	0	0.0	1		
29	343	三郷町	28	2	7.1	26	1	3.8	6	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	18	2	11.1	16	1	6.3	19	5	26.3	16	2	12.5	9	1	11.1	9	0	0.0	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1		
29	344	斑鳩町	21	3	14.3	19	3	15.8	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	15	2	13.3	13	2	15.4	28	13	46.4	24	11	45.8	33	20	60.6	21	11	52.4	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1		
29	345	安堵町	14	1	7.1	12	1	8.3	3	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	10	1	10.0	9	1	11.1	13	5	38.5	11	4	36.4	11	7	63.6	9	7	77.8	1		2	0	0.0	2	0	0.0	1		
29	361	川西町	16	2	12.5	13	1	7.7	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	2	16.7	9	1	11.1	16	7	43.8	9	3	33.3	33	12	36.4	17	6	35.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
29	362	三宅町	21	6	28.6	21	6	28.6	4	1	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0	13	4	30.8	13	4	30.8	0	0	0.0	0	0	0.0	16	4	25.0	15	4	26.7	1		8	2	25.0	2	0	0.0	1		
29	363	田原本町	43	12	27.9	39	8	20.5	9	1	11.1	9	1	11.1	2	0	0.0	2	0	0.0	32	11	34.4	28	7	25.0	27	12	44.4	21	7	33.3	45	10	22.2	45	10	22.2	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1		
29	385	曾爾村	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	8	4	50.0	8	4	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		6	2	33.3	2	0	0.0	1		
29	386	御杖村	10	1	10.0	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	8	1	12.5	8	3	37.5	6	1	16.7	16	10	62.5	8	4	50.0	1		7	2	28.6	3	1	33.3	1		
29	401	高取町	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	2	20.0	10	2	20.0	16	5	31.3	15	4	26.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1		
29	402	明日香村	12	3	25.0	12	3	25.0	2	1	50.0	2	1	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	2	20.0	10	2	20.0	18	5	27.8	18	5	27.8	13	4	30.8	13	4	30.8	1		10	3	30.0	1	0	0.0	1		
29	424	上牧町	21	4	19.0	21	4	19.0	4	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	16	4	25.0	16	4	25.0	31	20	64.5	21	13	61.9	27	12	44.4	21	9	38.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
29	425	王寺町	35	6	17.1	32	4	12.5	8	1	12.5	7	1	14.3	2	0	0.0	2	0	0.0	25	5	20.0	23	3	13.0	1	0	0.0	1	0	0.0	42	16	38.1	29	11	37.9	1		3	1	33.3	2	0	0.0	1		
29	426	広陵町	38	13	34.2	34	11	32.4	7	1	14.3	7	1	14.3	4	3	75.0	3	2	66.7	27	9	33.3	24	8	33.3	25	11	44.0	16	3	18.8	46	19	41.3	29	10	34.5	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1		
29	427	河合町	30	3	10.0	26	3	11.5	5	0	0.0	5	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	19	3	15.8	17	3	17.6	14	5	35.7	10	4	40.0	39	6	15.4	28	5	17.9	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
29	441	吉野町	18	1	5.6	17	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0	2	0																														

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合	問12-6で1.を選択した場合	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
			12	1の合計	31	0	30		1			27	27	27	27	26	20	
			16	2の合計	1	26	1		30			3	3	3	3	8	4	
			1	3の合計	0	4			0			2	2	2	2	1	2	
			10	4の合計	7	1			7			7	7	7	7	4	9	
29	201	奈良市	1	奈良市職員旧姓使用要領 第5条第1項 任命権者は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	奈良市議会	1	2	1	奈良市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
29	202	大和高田市	1	大和高田市職員旧姓使用要領 第1条 この要領は、男女共同参画社会の形成を促進し、職員個人が性別に関わらずに能力を発揮できる職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	大和高田市議会	1	2	1	大和高田市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
29	203	大和郡山市	2		大和郡山市議会	1	2	1	大和郡山市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
29	204	天理市	1	天理市職員の旧姓使用に関する要領第2条 市長は、旧姓を使用することにより、誤解や混乱を生じないと判断できる場合に限り、これを承認するものとする。	天理市議会	1	2	1	天理市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
29	205	橿原市	2		橿原市議会	1	3	1	橿原市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
29	206	桜井市	2		桜井市議会	1	2	1	桜井市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
29	207	五條市	1	五條市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、男女共同参画社会の形成を促進し、職員個人が性別に関わらずに能力を発揮できる職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	五條市議会	1	4	2		2			4	4	4	4	2	2
29	208	御所市	2		御所市議会	1	3	1	御所市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から産後8週間を経過する日までの期間又は産前の休暇を始める日から、当該日から起算して16週間(多胎妊娠の場合にあっては22週間)を経過する日までの期間のいずれかの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
29	209	生駒市	1	生駒市職員旧姓使用取扱要領 第5条 任命権者は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、任命権者は、特別の必要があると認めるときは、旧姓の使用を承認しないことができる。	生駒市議会	1	3	1	生駒市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
29	210	香芝市	2		香芝市議会	1	2	1	香芝市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例															
29	211	葛城市	葛城市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、個性を尊重し、働きやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。 2 前項の規定による申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用の承認を通知する。 3 職員は、旧姓使用に当たって、常に市民、関係機関及び職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 4 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。	葛城市議会	1	2	1	葛城市議会会議規則 第91条2項 委員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1	1	
29	212	宇陀市	宇陀市職員服務規程 (旧姓の使用) 第5条の2 職員は婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。 2 前項の規定による申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用の承認を通知する。 3 職員は、旧姓使用に当たって、常に市民、関係機関及び職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 4 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。	宇陀市議会	1	2	1	宇陀市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1	1	
29	322	山添村		山添村議会	1	2	1	山添村議会規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										1	1	1	1	1	1	1
29	342	平群町	平群町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認) 第5条 町長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	平群町議会	1	2	1	平群町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1	1	
29	343	三郷町		三郷町議会	1	2	1	三郷町議会会議規則 第1章 総則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1	1	
29	344	斑鳩町	斑鳩町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	斑鳩町議会	1	2	1	斑鳩町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1									1	1	1	1	1	1	1	
29	345	安堵町		安堵町議会	1	2	1	安堵町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									2	2	2	2	2	2	3	
29	361	川西町		川西町議会	1	2	1	川西町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									3	3	3	3	3	3	3	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
29	443	下市町	4		下市町議会	1	2	1	下市町議会会議規則 第2条の2項目 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
29	444	黒滝村	4		黒滝村議会	4											4	4	4	4	4	4	
29	446	天川村	4		天川村議会	1	2	1	天川村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	
29	447	野迫川村	2		野迫川村議会	4											4	4	4	4	4	4	
29	449	十津川村	4		十津川村議会	1	2	1	十津川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	4
29	450	下北山村	4		下北山村議会	4											4	4	4	4	4	4	
29	451	上北山村	4		上北山村議会	4											4	4	4	4	2	4	
29	452	川上村	2		川上村議会	4											4	4	4	4	4	4	
29	453	東吉野村	4		東吉野村議会	4											4	4	4	4	2	4	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む)	1. 行っている。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っているか。		1. 行っている。	1. 研修において利用している。	1. 行っている。	1. 明記した規定があり、認めている。		1. 位置づけられた規定がある。				
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っているか。		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		2. 位置づけられていない。				
		3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っているか。		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		3. その他(不明等)				
		4. なし	4. なし		4. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っているか。					4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。						
		0	0	3								0				
		0	0	11	1	1	2		2	0		0				
		1	1	25					8	9	7	8	32			
		38	38						29	1	32	2	7			
29	201 奈良市	4	4	1		2	3	ハラスメント防止に関する指針がある	3		3	2		2		
29	202 大和高田市	4	4	3					3	3	2	2		2		
29	203 大和郡山市	4	4	3					3	3	2	2		2		
29	204 天理市	4	4	2					2	2	4	3		3		
29	205 橿原市	4	4	2					3	3	2	2		2		
29	206 桜井市	4	4	2					3	3	4	2		2		
29	207 五條市	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	208 御所市	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	209 生駒市	4	4	3					3	3	2	2		2		
29	210 香芝市	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	211 葛城市	4	4	2					1	2	2	4		2		
29	212 宇陀市	4	4	3					3	2	4	2		2		
29	322 山添村	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	342 平群町	4	4	3					3	3	4	3		3		
29	343 三郷町	4	4	3					3	3	2	2		2		
29	344 斑鳩町	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	345 安堵町	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	361 川西町	4	4	3					3	3	3	2		2		
29	362 三宅町	4	4	2					3	2	4	2		2		
29	363 田原本町	4	4	2					2	2	4	2		2		
29	385 菅原村	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	386 御杖村	4	4	3					3	3	4	3		3		
29	401 高取町	4	4	1	1			高取町政治倫理条例 第1条 この条例は、町政の担い手たる高取町の町長、副町長及び教育長(以下「町長等」という。)並びに高取町の議会議員(以下「議員」という。)が、町民の厳粛な信頼によるものであることを認識し、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、併せて町民にも町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。	3		3	4		2		
29	402 明日香村	3	3	2					2	2	2	2		2		
29	424 上牧町	4	4	3					1	2	3	4		2		
29	425 王寺町	4	4	2					2	2	4	2		2		
29	426 広陵町	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	427 河合町	4	4	3					2	2	3	2		2		
29	441 真野町	4	4	3					2	3	2	2		2		
29	442 穴吹町	4	4	3					3	3	2	2		2		
29	443 下市町	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	444 黒滝村	4	4	2					2	2	4	2		2		
29	446 天川村	4	4	2					2	2	4	3		3		
29	447 野迫川村	4	4	2					3	3	4	3		3		
29	448 十津川村	4	4	3					3	3	4	3		3		
29	450 下北山村	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	451 上北山村	4	4	3					3	3	4	2		2		
29	452 川上村	4	4	1		3		村独自で行っていないが広域で開催される研修会に参加。	3		3	4		2		
29	453 東吉野村	4	4	3					3		3	4		3		